

水質汚濁防止の徹底について

1. JFE スチールの排水問題

JFE スチール（株）東日本製鉄所（千葉地区）から排水基準を超える排水が排出されていたこと、及び過去数年にわたり排水の測定データの一部を書き換えていたこと等が判明し、平成17年2月3日、同社と千葉県、千葉市より公表された。

具体的な内容は以下のとおりである。

同工場の防波堤等から、水質汚濁防止法に基づく水素イオン濃度（pH）の排水基準に適合しない高アルカリ水が海に流出していた。

同企業が過去数年にわたり、シアン化合物等について水質汚濁防止法に基づく排水基準、又は千葉県・千葉市・同社の三者で締結した公害防止協定で設定された基準を超える排水等の自社測定データの一部を書き換えて記録、報告等を行っていた。

一部の排水口で、実際の排水量が届出排水量を大きく上回っていた。

2. 環境省の対応について

今般の事案で特に問題となったのは、排出水の汚染状態等の測定結果記録について、排水基準等を超える測定結果等があったにもかかわらず、長期間にわたり虚偽の記録を行っていたことである。測定及び記録は、基準遵守義務を担保するために不可欠なものであり、特定事業場に対する監視指導の一層の徹底を図る必要がある。

このため、今回の事案を踏まえ、特定事業場の立入検査等を適切に実施すること及びその際の留意事項等を都道府県及び水質汚濁防止法政令市に通知した。

具体的には、

- ・測定結果が複数の者のチェックを受ける体制になっているか否かを確認すること
 - ・排出水の汚染状態の測定結果について原簿等を確認すること
- 等を挙げている。

< 参考 >

- | | |
|-------|---|
| 2月3日 | JFE スチールが排水データ書換え等を発表
千葉市が同社に対し水質汚濁防止法 22 条第 1 項に基づく報告徴収 |
| 2月4日 | <u>水環境部長名で全国の都道府県・政令市へ通知</u>
環境省より担当官が現地確認 |
| 2月17日 | 同社が千葉市へ報告書を提出 |
| 3月10日 | 千葉市が本事案の原因と対策及び行政措置の内容等を公表 |
| 3月16日 | 千葉市が同社に対し、水質汚濁防止法に基づく改善命令等を発令 |
| 3月18日 | <u>水環境部長名で全国の都道府県・政令市へ通知</u> |

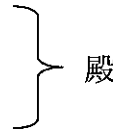


環水管発第 050204001 号

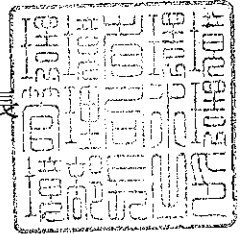
平成 17 年 2 月 4 日

都 道 府 県 知 事

水質汚濁防止法政令市市長



環境省環境管理局水環境部長



水質汚濁防止の徹底について

今般、千葉県千葉市に立地するJFEスチール株式会社東日本製鉄所(千葉地区)において、水質汚濁防止法上の問題となる行為が明らかとなった。

については、環境監視及び排水監視の一層の徹底を図るとともに、貴管下の工場又は事業場における法の遵守状況の把握に努め、水質汚濁防止に万全を期されたい。

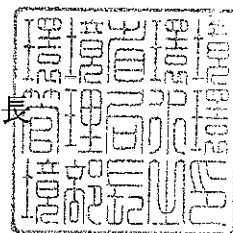


環水管発第 050318001 号

平成 17 年 3 月 18 日

都 道 府 県 知 事
水質汚濁防止法政令市市長 } 殿

環境省環境管理局水環境部長



水質汚濁防止の徹底について

水質汚濁の防止の徹底については、先に平成 17 年 2 月 4 日付け環水管発第 050204001 号をもって当職より通知したところであるが、今般、JFE スチール株式会社東日本製鉄所(千葉地区)に加え、昭和電工株式会社(千葉事業所)においても問題となる行為が明らかとなった。このため、今後、特に下記の事項に留意され、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。)の施行に万全を期されたい。

記

1 特定事業場に対する監視指導関係

今般の事案で特に問題となったのは、排出水の汚染状態及び汚濁負荷量の測定結果記録について、排水基準等を超える測定結果等があったにもかかわらず、長期間にわたり虚偽の記録を行っていたことである。測定及び記録は、排出水に係る排水基準及び総量規制基準遵守義務を担保するために不可欠なものであり、特定事業場に対する監視指導の一層の徹底を図る必要がある。

このため、特定事業場に対し、法第 22 条の規定による報告徴収及び立入検査を適切に行い、特定事業場における排水の監視について指導方万全を期されたい。なお、今回の事案を踏まえ、特に以下の項目について留意されたい。

- ・ 特定事業場における測定結果が事業場内の複数の者のチェックを受ける体制になっているか否かを確認すること。
- ・ 特定事業場における測定が採水後速やかに行われ、その結果が生産現場に適切に反映されているか否かを確認すること。（排水処理の大原則は、適正な工程管理により可能な限り処理前の水量・汚染状態を低減させることであり、その意味で排水処理施設の管理は工程管理と不可分である。）
- ・ 特定事業場における排出水の汚染状態の測定結果について、立入検査時に原簿等を確認するとともに適宜報告を徴収すること。また、その値を立入検査による測定結果や届出値等と対比すること。
- ・ 特定事業場における排出水の汚濁負荷量の測定状況について、立入検査時に自動計測器の指示値及びその帳票（指定計測法による測定を行っている場合は、その測定原簿）並びに排水流量計の指示値及びその帳票を確認すること。また、その値と届出値等と対比すること。
- ・ 特定事業場における特定排出水の汚染状態の測定を自動計測器で行っている場合は、その校正（窒素・りん自動計測器にあつては、「窒素・りん水質汚濁負荷量測定方法マニュアル（平成13年3月、環境省環境管理局水環境部）」に基づく管理基準の遵守）が適正に行われているか否かを確認すること。

2 スラグの堆積場浸出水等の対策について

JFE スチール株式会社東日本製鉄所(千葉地区)のスラグの堆積場において、浸出水の処理及び流出防止策が適切に行われていなかったことから、その浸出水によるとみられる排水が防波堤付近から排出され、この排水が排水基準に適合しない事例が生じた。

貴管下の特定事業場において同様の事例を生じさせないよう、適切に指導されたい。なお、以下の項目について留意されたい。

- ・ 敷地境界線等の状況を調査し、届出書等に記載されていない排水口から排水が排出されていないか確認すること。
- ・ 届出等では「間接冷却水専用排水口」又は「雨水専用排水口」となっている排水口から届出等と異なる排水が排出されていないか確認すること。